

# ○仙北市湯ったり生き活き温泉入浴事業実施要項

平成29年12月22日

(目的)

第1条 この要項は、温泉入浴を通じて高齢者の健康寿命の延伸と介護予防を図るため、協力温泉施設（以下「温泉施設」という。）の利用に対する助成について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 温泉施設利用の助成対象者は、市内に住所を有する平成30年4月1日現在で満70歳以上の者とする。

(助成の内容)

第3条 助成は、仙北市湯ったり生き活き温泉入浴券（様式第1号。以下「入浴券」という。）の交付をもって行い、その内容は次のとおりとする。

2 助成は、温泉施設利用の際の入浴料金について行うものとし、助成額は温泉施設が定める入浴料金の額の範囲内とする。

3 温泉施設は、以下の3施設とする。

施設の名称	施設の住所
角館温泉 花葉館	仙北市角館町西長野古米沢30番地19
西木温泉 ふれあいプラザクリオン	仙北市西木町門屋字屋敷田83番地2
仙北市民浴場 東風の湯	仙北市田沢湖生保内字武蔵野111番地8

4 助成の期間は、平成30年2月1日から平成30年3月31日までとし、交付する入浴券の枚数は、1人につき5枚とする。

5 入浴券は、1枚につき1回の入浴料に適用し、前項に規定する期間に限り有効とする。

(助成の申し出)

第4条 この要項に基づく助成を受けようとする者は、仙北市湯ったり生き活き温泉入浴事業利用申請書（様式第2号）に住所、氏名、年齢を確認できるものを添えて、市長に入浴券の交付を申し出なければならない。

2 申し出の期間は、平成30年1月4日から平成30年3月30日までとする。

(実施方法)

第5条 市長は、前条の申し出があったときは、その資格を審査し、適当と認めたときは、入浴券を交付する。

2 入浴券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、第3条第3項に規定する施設の温泉に入浴しようとするときは、当該温泉施設に入浴券を提出するものとする。

3 利用者は、入浴券を他人に譲渡又は利用させてはならない。

4 入浴券の再交付は行わない。

(温泉施設の請求)

第6条 温泉施設は市長に対し、仙北市湯ったり生き生き温泉入浴事業利用実績表(様式第3号)に利用者から受領した入浴券を添付し、利用料金を請求するものとする。

2 請求は、原則として利用した月の翌月に行うものとする。

3 当該年度における3月の請求は、月末までに行うものとする。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成29年12月22日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(表)

平成	年度	仙北市湯ったり生き生き温泉入浴事業
	交付番号	_____
仙北市湯ったり生き生き温泉入浴券		
5枚のうち 枚目		
利用者		
住所	_____	
氏名	_____	性別 _____
生年月日	_____	
交付日	_____	発行機関 _____
有効期間	_____	から _____ まで
秋田県仙北市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公印</span>		

(裏)

<b>ご利用にあたっての注意</b>
1 この入浴券は、次の施設で利用できます。 ・角館温泉 花葉館・西木温泉ふれあいプラザクリオン ・仙北市民浴場 東風の湯
2 この入浴券は、利用者本人のみが使用できます。
3 この入浴券は、紛失されても再交付は行いません。
<b>温泉施設記載欄</b>
利用年月日： _____
<b>温泉施設取扱確認</b>
_____ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>